

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

山口県宇部市港町一丁目5番5号

宇部興産海運株式会社

(法人番号 : 2250001003074)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

宇部興産海運株式会社 芝中西C Y

山口県宇部市大字沖宇部字沖の山5272-8、9、10番地

3 更新した期間

自 令和6年4月1日

至 令和12年3月31日

令和6年3月19日

門司税関長 末永 広